

東京都市計画地区計画の変更（目黒区決定）

都市計画中目黒四丁目地区地区計画を次のように変更する。

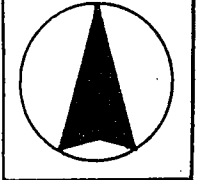
名 称	中目黒四丁目地区地区計画	
位 置	目黒区中目黒四丁目地内	
面 積	約 2.7ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	地区計画の目標	<p>本地区は、区の北東部、環状6号線（山手通り）の近くに位置し、地区周辺一帯は低層の戸建住宅や中高層の共同住宅、寺院、彫刻美術館等が立地しており、全体として緑豊かで比較的良好な地区環境が形成されている。</p> <p>計画区域は東京ガス株の敷地で、世界30か国の駐日大使の公邸と老朽化が著しい住宅の建て替え計画が検討されている。</p> <p>このような状況を踏まえ、本地区に地区計画を策定することにより、地区内における土地利用、建築物、公共施設等の整備を適正に誘導し、安全で緑豊かな潤いのある快適な住宅地の形成を図る。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区においては、良好な住環境を害する恐れのある用途の建築物の制限、オープンスペースの確保、緑化の推進等のほか、地区内に不足する道路、公園等の施設の整備を進めながら、防災上安全で緑豊かな潤いのある快適な住宅地としての土地利用を進めるものとする。</p>
	地区施設の整備方針	<p>地区に接するA、C、Dの各道路は、現況の交通量あるいは、道路ネットワークの構成上から地区周辺一帯における主要な道路として位置づけ、区域内の建築物の壁面後退等により拡幅を進め、歩車の分離を図って安全で快適な道路空間の整備に努める。</p> <p>また、地域住民の憩いの場となる公園・公共空地の整備を図る。</p>
	建築物等の整備方針	<p>良好な住環境の形成を図るため、建築物の用途の制限、建ぺい率の最高制限など建築物等に関する制限事項を定める。</p>

地区 整 備 計 画	地区施設の配置及び規模	道 路	名 称	幅 員	延 長	備 考	
			区画道路1号	4.0m	約 115m	既存道路を0.5m拡幅	
		公 園	名 称	面 積	備 考		
			地区公園	1,170.0㎡	湧水池の部分を含む。		
		その他の公共空地	名 称	幅 員	延 長	備 考	
			歩道状空地1号	2.0m	約 70m	新 設	
			歩道状空地2号	1.5m	約 40m	新 設	
			歩道状空地3号	2.5m	約 45m	新 設	
			歩道状空地4号	2.0m	約 170m	新 設	
			歩道状空地5号	2.0m	約 225m	新 設	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限※	第一種低層住居専用地域内に建築できる建築物以外は建築してはならない。 ただし、建築物に付属する自動車庫で、床面積の合計が当該自動車庫の敷地にある建築物の延面積の3分の1以内のものについては、この限りでない。				
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度（建ぺい率の最高限度）※	10分の5				
		建築物の壁面の位置の制限	道路境界から建築物の外壁又はこれに代る柱の面までの距離の最低限度は、建築物の高さ10mを超える各部分については、A道路、D道路に面する部分では15m、B道路、C道路に面する部分では10mとする。 また建築物の高さ10m以下の各部分については、A道路、B道路、C道路及びD道路に面する部分では5mとする。 歩道状空地3号に接する隣地境界から建築物の外壁又はこれに代る柱面までの距離の最低限度は、5mとする。				
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の外壁の色彩は極端な原色をさげ、周辺環境との調和に配慮したものであること。 建築物の形態は周辺環境との調和に配慮したものであること。				
		垣又はさくの構造の制限	生垣又はフェンスとする。ただし高さ0.5 m以下のものについてはこの限りではない。				
土利関事地用す項のなる	樹木の保全	区域内の樹木は、良好な地区環境の形成に資するよう、極力これを保全する。					

※は知事承認事項

「区域、地区施設の配置及び壁面の位置は計画図表示のとおり。」

理由：新用途地域の決定に伴い、計画書中に引用している用途地域の表記を新用途地域に整合させるため、地区計画を変更する。



凡 例	
	地区計画区域 (整備計画区域)
	区画道路1号
	区画道路2号
	地区公園
	歩道状空地
	整面の位置の制限

認 許 平成 8 年 11 月 21 日
 所 管 部 課 名 地域計画部土地利用計画課

縮尺 1/2500